

特殊詐欺被害防止対策の取組みについて

当組合では、振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺被害防止対策として、多額の現金出金を希望されるお客さまへお取引内容の確認をする等の取組みを実施しております。

このたび、愛知県警察からの要請により、以下のとおり取組みを強化させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ・ご高齢のお客様が、高額な現金の出金を希望される際には、「自己宛小切手」（注）のご利用をお勧めいたします。
なお、当該取組みによる「自己宛小切手」の発行にかかる手数料は、無料とさせていただきます。
- ・自己宛小切手のご利用を拒否された場合や、現金払出理由等に疑問がある場合は、相談のため警察に連絡させていただきます。

（注）自己宛小切手とは、当組合が振出人（支払い義務者）となって振り出す小切手のことをいいます。

○ 自己宛小切手のメリット

- ・自己宛小切手を現金化する際は、受取人の取引金融機関の口座への入金となります。
このため、（１）自己宛小切手を現金化するには一定の時間を要することおよび、（２）金融機関の口座へ入金されることから支払先を特定できる可能性が高まることから、万が一特殊詐欺に遭われても被害防止と犯人特定につながります。
- ・自己宛小切手に受取人の名前を記載することにより、不正に小切手を取得した第三者に現金化されるのを防ぐことができます。
- ・多額の現金を持ち運ぶことに比べ、自己宛小切手の場合は、１枚で済むことから盗難等に対する防犯対策にもなります。

以上

平成27年4月1日